

厚生労働省発健 0819 第 2 号  
令和元年 8 月 19 日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 根本 匠



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 24 条第 5 号に基づき、「予防接種法  
施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求めま  
す。

## 予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の追加

水痘の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状に無菌性髄膜炎（帯状疱疹を伴うものに限る。）を追加し、報告すべき期間を予防接種との関連性が高いと医師が認める期間とすること。また、インフルエンザの定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状に急性汎発性発疹性膿疱症を追加し、報告すべき期間を二十八日とすること。

### 第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。



厚 科 審 第 21 号  
令 和 元 年 8 月 21 日

予防接種・ワクチン分科会長  
脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会長  
福 井 次 矢



「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について(付議)

標記について、令和元年8月19日付厚生労働省発健0819第2号をもって  
厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に  
基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚 科 審 第 22 号  
令和元年8月28日

予防接種・ワクチン分科会  
副反応検討部会長  
桃 井 眞 里 子 殿

予防接種・ワクチン分科会長  
脇 田 隆 字

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和元年8月19日付け厚生労働省発健 0819 第2号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第7条第2項の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。